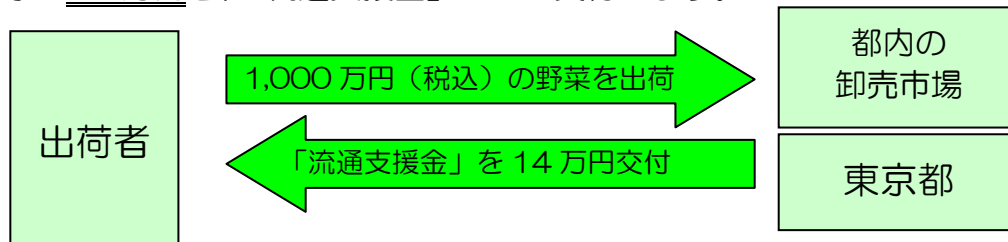


平成24年度 東京都 被災地農水産物 流通支援制度のご案内

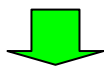
東日本大震災に被災された出荷者に対し、東京都内の中央卸売市場・地方卸売市場へ、青果物を委託により出荷した金額に応じ、東京都から「流通支援金」を交付します。

受取モデルケース：都内の卸売市場に、野菜を 1,000 万円（税込） 出荷した場合、出荷者に対し 14 万円 を、「流通支援金」として交付します。



手続の流れ

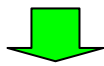
1 交付申請
「流通支援金交付申請書」（第1号様式）に記入・押印し、「り災証明書」等（5ページ参照）の必要書類を添えて郵送してください。



2 交付決定
支援金の交付要件を満たす場合、「流通支援金交付決定通知書」（第2号様式）を郵送し、支援金額をお知らせします。



3 請求
交付決定通知書と一緒に送付する、「流通支援金交付請求書」（第3号様式）のほか、請求書類に記入・押印し、郵送してください。



4 入金
請求書類の内容を確認後、指定した口座に、支援金を振込みます。

手続の時期

平成25年2月1日
から2月21日まで
（当日消印有効）

平成25年3月中

交付決定通知を受け
取ってから30日以内

請求から1か月程度
（請求書類に記入も
れ等がある場合、時
間がかかることがあ
ります。）

1 支援制度の目的・実施主体

本制度は、東日本大震災の被災地に所在する出荷者が、都内の卸売市場に青果物を委託により出荷した出荷金額に応じ、東京都が支援金を交付するものです。これにより、①被災地農業の復興、②都民の食生活の安定を図ります。

2 支援制度の対象

本制度の対象となるのは、以下の要件を満たす出荷者です。

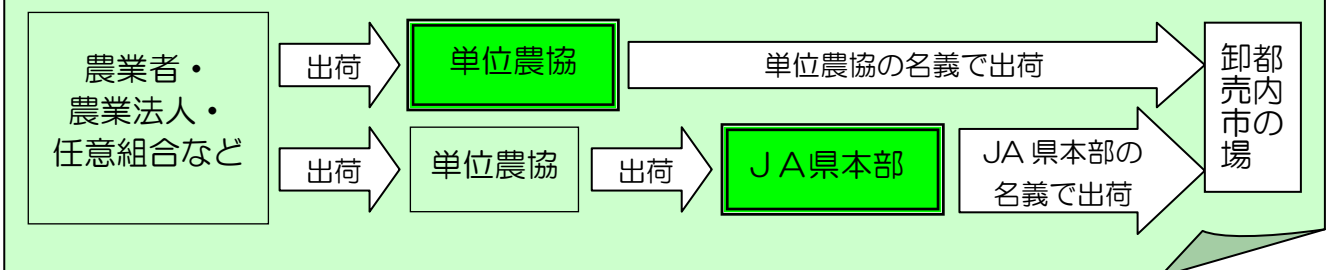
(1) 対象者

個人、法人又は団体で、都内の卸売市場と直接に取引を行っている出荷者を対象とします。「出荷者」の定義については、以下のケース①～③を御覧ください。

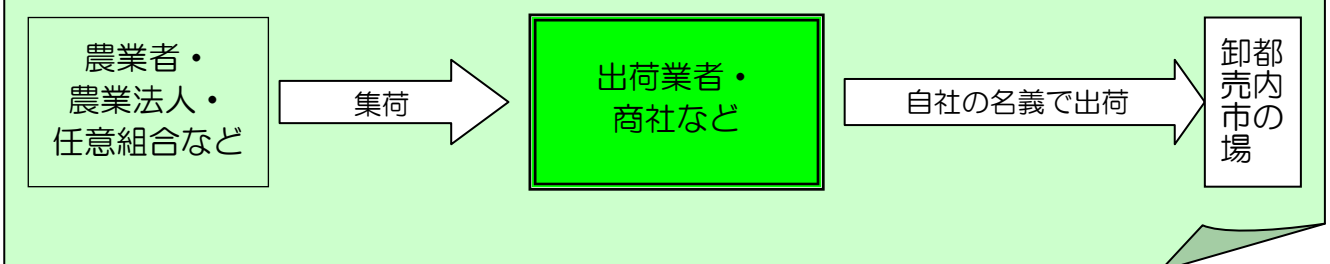
ケース①：生産者が、都内の卸売市場に自己の名義で出荷する場合
⇒農業者・農業法人・任意組合などが「出荷者」となります。



ケース②：生産者が単位農協・JA県本部を通じて都内の卸売市場に出荷する場合
⇒単位農協又はJA県本部が「出荷者」となります。



ケース③：出荷業者・商社などが生産者から集荷し、都内の卸売市場に出荷する場合
⇒出荷業者・商社などが「出荷者」となります。



青 果

(2) 出荷者の所在地

岩手県、宮城県、福島県

以上の県に出荷者の住所又は所在地があることを要件とします。

(3) 対象となる出荷物

青果部の取扱品目のうち、野菜又は果実について、卸売業者に販売を委託し、販売を完了した物品を対象とします。

なお、卸売業者が自ら買付けた物品は対象となりません。

※1 取扱品目については、東京都中央卸売市場条例第5条第1項又は東京都地方卸売市場条例第8条の定義によります。

※2 野菜又は果実の加工品も対象となります。

※3 つけ物、鳥卵その他の食料品（東京都中央卸売市場条例施行規則別表第2（第3条関係）に記載）については、対象となりません。

(4) 対象となる出荷先

東京都内の中央卸売市場・地方卸売市場（8ページの「対象市場・卸売業者一覧表」のとおり。以下「対象市場」、「対象卸売業者」といいます。）に出荷した物品が対象となります。

(5) 対象期間

平成24年2月1日から平成25年1月31日までに販売が完了した委託物品を対象とします。

※ 出荷した日付ではなく、販売日（対象卸売業者が販売を完了した日）が基準となります。

出荷後であっても販売が完了していない物品は対象となりません。

◎出荷・販売の日付と、対象期間との関係は、下表のとおりです。

期間	平成24年 2月1日		平成25年 1月31日		対象の有無
	対象期間外	対象期間		対象期間外	
凡例		○ → ◎ 出荷日 販売日			○又は ×
委託品	○ → ◎ 出荷日及び販売日が24年1/31以前				×
	○ → ◎ 出荷日が24年1/31以前、販売日が2/1以降				○
		○ → ◎ 出荷日及び販売日が24年2/1から25年1/31までの期間内			○
		○ → ◎ 出荷日が25年1/31以前、販売日が2/1以降			×
		○ → ◎ 出荷日及び販売日が25年2/1以降			×

青 果

(6) 最低出荷金額

支援金交付の対象となるのは、対象期間中に、対象市場に出荷した金額の合計が、野菜については500 万円以上、果実については1,000 万円以上の出荷者に限りま
す（金額は税込金額）。

※1 家族が各個人の名義で出荷している場合、同一世帯であっても、別の出荷者として扱
います。この場合、出荷金額を合算することはできません。同一所在地に存在する別法人
の場合も同様です。

※2 単位農協がJA県本部を通じて出荷している場合、その分の出荷金額についてはJA
県本部の出荷金額として計算します。申請に当たっては、対象卸売業者からの売買仕切情
報を参照するなどして、自己名義の出荷金額のみを計算してください。

(7) 支援金の使途

本支援金は、被災を受けた産地の農業の復興に資すること目的としています。支
援金を受けた場合の主な使途については、農業の復興という趣旨を十分踏まえ、記
入してください。

（一例：生産設備への投資、被災した組合員に配付、燃料や資材の購入、風評被害
解消へのPR事業実施 等）

制度の趣旨と著しく異なる使途の場合、支援金を交付できないときがあります。

（交付できない使途の例：生活費、遊興費 等）

3 支援金の交付金額

(1) 交付率・算定方法

野菜：対象卸売業者が委託を受け販売した金額（出荷金額）の千分の 14 (<u>1.4%</u>) 果実：対象卸売業者が委託を受け販売した金額（出荷金額）の千分の 7 (<u>0.7%</u>)

野菜・果実の出荷金額に、それぞれの交付率を乗じた金額（一円未満切捨て）の合
計が、交付金額となります。

(2) 予算上の上限

支援金の交付金額を決定する際、支援金の総額が、あらかじめ定めた東京都の予
算額を超えてしまう場合、交付できる支援金額が減額となることがあります。

(3) 出荷金額の確認と支援金交付の算定

出荷者が支援金の交付を申請した場合、東京都から対象卸売業者に、当該出荷者
の出荷金額を照会します。申請のあった出荷金額と、卸売業者から回答のあった出
荷金額に相違があるときは、原則として卸売業者からの回答を基に、支援金交付の
算定をします。

4 交付申請

(1) 必要書類

- ①申請書
- ②被災したことを証明する書類（コピー可）
- ③出荷者の所在地を証明する書類（必要に応じて提出、コピー可）

①申請書

様式は東京都中央卸売市場のホームページから印刷できます。以下のアドレスを参照してください。

<http://www.shijou.metro.tokyo.jp/hisaichishien/index.html>

◎申請書は記入例をご参考のうえ、「おもて」・「うら」の両面を記入してください。

②被災したことを証明する書類（コピー可）

出荷者が所在する市町村が発行した、出荷者自身の名義の「り災証明書」又は「被災証明書」が必要となります。なお、前年度に交付を受けた方も、改めて交付を受けてください。

これらは、「公的機関等に提出した被害報告書」と③「出荷者の所在地を証明する書類」の2点で代用することが可能です。

なお、出荷者がJA県本部・単位農協・任意組合である場合は、「当該団体の下部団体」又は「当該団体の組合員」に係る証明書類でも構いません。ただし、必ず組合の組織図又は組合員名簿を添付してください。

※ 「公的機関等に提出した被害報告書」とは、例えば以下のものです。

◎国や県・市町村に提出した被害報告書

◎原子力損害賠償請求について、東京電力(株)又は県や市町村の賠償対策協議会に提出した書類（「廃棄処分報告書」「返品・販売金額減少報告書」など。複数回提出している場合は、そのうちの1回分のみで構いません。）

③出荷者の所在地を証明する書類（必要に応じて提出、コピー可）

②において、「り災証明書」又は「被災証明書」を提出される場合は、必要ありません。

「公的機関等に提出した被害報告書」を提出される場合は、出荷者が個人であるときは「本人の住民票」、出荷者が法人であるときは「法人の登記事項証明書」を提出してください。

(2) 申請方法と期間

平成 25 年 2 月 1 日（金）から平成 25 年 2 月 21 日（木）までの間に、必要書類を郵送してください（当日消印有効）。宛先は次のとおりです。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎北側 36 階
東京都中央卸売市場 事業部業務課 流通支援窓口

5 支援金受取までの流れ

(1) 交付決定

支援金の交付要件を満たす場合、平成 25 年 3 月末を目途に、支援金の「交付決定通知書」を郵送し、交付金額をお知らせします。あわせて、請求書類を送付します。

(2) 請求

交付決定通知の受領後 30 日以内に、請求書類に必要事項を記入の上、前記宛先まで郵送してください。請求書類を受領後、おおむね 1 か月程度で、「請求書」に記入された金融機関口座に支援金を振り込みます（請求書類に記入もれ等がある場合、時間がかかることがあります。）。

6 支援金の受取に当たっての注意

詳しくは、交付決定通知とともに郵送する、「支援金受取の御案内」をお読みください。

(1) 受取口座名義

支援金の受取に利用できる金融機関口座は、申請者本人名義の口座のみです。

(2) 振込手数料

支援金の振込みに係る金融機関の手数料は、出荷者の負担となります。交付決定を受けた支援金額から、振込手数料を差し引いた金額を、指定した受取口座に振込みます。

なお、東京都の指定金融機関である「みずほ銀行」及び系列の「みずほコーポレート銀行」あての振込みについては、振込手数料が他行あてに比べて、300 円程度安くなります。振込事務手続の必要上、どの金融機関への振込みを希望するか、申請書に記入してください。

(3) 現金での受取

支援金を現金で受け取ることはできません。

7 お問い合わせ

本制度について不明な点は、下記までお問い合わせください。

問合せ先：東京都中央卸売市場 事業部業務課
電話：03-5320-5763
E-mail：S0000658@section.metro.tokyo.jp

あわせて、東京都中央卸売市場のホームページを御覧ください。

東京都中央卸売市場ホームページ
「被災地農水産物流通支援制度の受付方法等について」
<http://www.shijou.metro.tokyo.jp/hisaichishien/index.html>

青 果

		市 場 名	卸 売 業 者
対象市場・卸売業者一覧表	中央卸売市場	東京都中央卸売市場築地市場	東京シティ青果(株)
		東京都中央卸売市場大田市場	東京青果(株)
			東京荏原青果(株)
			東京神田青果市場(株)
		東京都中央卸売市場豊島市場	東京豊島青果(株)
		東京都中央卸売市場淀橋市場	東京新宿ベジフル(株)
		東京都中央卸売市場板橋市場	東京豊島青果(株) 板橋支社
			東京富士青果(株)
		東京都中央卸売市場世田谷市場	東京荏原ベジフル(株)
		東京都中央卸売市場北足立市場	東京千住青果(株)
		東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場	東京ニュータウン青果(株)
		東京都中央卸売市場葛西市場	東京千住青果(株) 葛西支社
	地方卸売市場	東京都練馬青果地方卸売市場	東京新宿ベジフル(株)
		東京都八王子北野地方卸売市場	東京八王子青果(株)
		東京都青梅青果地方卸売市場	青梅青果(株)
		東京都東京青果昭島地方卸売市場	東一西東京青果(株)
		東京都国立地方卸売市場	東京多摩青果(株)
		東京都東久留米地方卸売市場	東京多摩青果(株)